



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

- 873 軽油引取税に係る特約業者の指定 (税務課)..... 2
- 874 平成24年度自衛官募集 (市町村課)..... 2
- 875 消防救急デジタル無線システム整備実施設計業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (消防保安課)..... 4
- 876 地籍調査の成果の認証 (地域政策課)..... 6
- 877 " ( " )..... 6
- 878 " ( " )..... 7
- 879 " ( " )..... 7
- 880 " ( " )..... 7
- 881 " ( " )..... 8
- 882 " ( " )..... 8
- 883 " ( " )..... 9
- 884 " ( " )..... 9
- 885 " ( " )..... 9
- 886 " ( " )..... 10
- 887 " ( " )..... 10
- 888 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活課)..... 10
- 889 " ( " )..... 11
- 890 生活保護法による医療機関の指定 (福祉保健総務課)..... 11
- 891 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課)..... 12
- 892 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の変更 ( " )..... 12
- 893 建設業の許可の取消し (技術調査課)..... 12

### ○ 選挙管理委員会告示

- 51 和歌山海区漁業調整委員会委員一般選挙の期日 ..... 12
- 52 和歌山海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙長及びその職務代理者の住所及び氏名 ..... 13
- 53 投票用紙の様式 ..... 13
- 54 選挙長にする届出の受理場所 ..... 14
- 55 和歌山海区漁業調整委員会委員一般選挙の選挙会の場所等 ..... 14

### ○ 海区選挙長告示

- 1 選挙立会人となるべき者のくじを行う場所等 ..... 14

### ○ 公告

- 入札公告 (消防保安課)..... 14
- 平成25年度産業技術専門学院の生徒(普通課程)募集 (労働政策課)..... 17
- 平成25年度産業技術専門学院の生徒(短期課程)募集 ( " )..... 19

## 告 示

## 和歌山県告示第873号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第1項及び県税条例第58条の5第1項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定をした。

平成24年7月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 特約業者の名称  
株式会社Mネット
- 2 主たる事務所または事業所の所在地  
和歌山県和歌山市北島433番地の29
- 3 特約業者の指定年月日  
平成24年7月12日

## 和歌山県告示第874号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、自衛官の平成24年度募集について、次のとおり告示する。

平成24年7月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 募集種目及び採用時期
  - (1) 募集種目  
自衛官候補生
  - (2) 採用時期  
平成25年3月下旬から4月上旬まで
- 2 試験期日、試験場及び試験種目

## (1) 3・4月要員（男子）

試験期日	試験場	試験種目
平成24年9月5日（水）	和歌山市	1 筆記試験 (国語、数学、社会及び作文) 2 口述試験 3 適性検査 4 身体検査
平成24年9月20日（木）	和歌山市	
平成24年9月27日（木）	田辺市	
平成24年9月29日（土）	和歌山市	

\*平成25年3月に高等学校及び中等教育学校卒業予定者については、平成24年9月16日（日）から実施とする。  
\*試験期日及び試験場については、志願票提出後に自衛隊和歌山地方協力本部にて指定する。  
\*平成24年9月5日（水）の受験者の身体検査は、別途、同月14日（金）又は同月18日（火）に行う。

## (2) 3・4月要員（女子）

試験期日	試験場	試験種目
平成24年9月25日（火）	和歌山市	1 筆記試験 (国語、数学、社会及び作文) 2 口述試験 3 適性検査 4 身体検査

- 3 受付期間
  - (1) 3・4月要員（男子）

それぞれ試験期日の前日まで

(2) 3・4月要員（女子）

平成24年8月1日（水）から同年9月7日（金）まで

4 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の1日現在において18歳以上27歳未満の者であって、次のいずれにも該当しない者

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 志願手続

(1) 志願書類の請求

県内の市町村役場又は自衛隊和歌山地方協力本部、同地域事務所若しくは同募集案内所に請求すること。

名 称	所 在 地	電話番号
本部	〒640-8287 和歌山市築港一丁目14-6	073-422-5116
橋本地域事務所	〒648-0073 橋本市市脇一丁目3-2 KK6ビル3階	0736-32-0744
和歌山募集案内所	〒640-8331 和歌山市美園町五丁目1-2 新橋ビル2階	073-432-4479
有田募集案内所	〒649-0316 有田市宮崎町106-2	0737-82-6631
御坊地域事務所	〒644-0012 御坊市湯川町小松原410-1 丸仁第1ビル1階	0738-23-0020
田辺地域事務所	〒646-0061 田辺市上の山一丁目15-25-301	0739-24-6219
新宮地域事務所	〒647-0053 新宮市五新1-24 三栄コーポレーションビル1階	0735-21-3449

(2) 提出書類及び提出先

志願者は、自衛官候補生志願票1通及び受験票を（1）の機関へ提出又は郵送すること。

(3) その他

志願書類の提出後又は受験後、住所を変更したときは、速やかに志願票を提出した（1）の機関に連絡すること。

6 採用予定者への通知

- (1) 選抜基準に達した者には、採用候補者名簿記載通知書を送付する。
- (2) 不合格者には通知しない。
- (3) 採用候補者は、採用候補者名簿に記載され、その後採用枠に応じて採用予定通知書を送付する。通知時期については、試験時に知らせる。

7 その他

- (1) 受験のための旅費は、各自の負担とする。
- (2) 入隊時に再度身体検査を行うが、その際、採用基準に満たない場合は、不採用となることがあるので、健康管理には十分注意すること。  
なお、併せて薬物検査を実施する。

## 和歌山県告示第875号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、消防救急デジタル無線システム整備実施設計業務に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成24年7月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 事業年度  
平成24年度
- (2) 業務の名称  
消防救急デジタル無線システム整備実施設計業務
- (3) 業務の内容  
仕様書による。
- (4) 納入場所  
和歌山市湊通丁北一丁目2番地1（和歌山県庁南別館3階）  
和歌山県総務部危機管理局消防保安課
- (5) 納入期限  
平成25年3月29日（金）まで

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

- (1) この競争入札に参加することができる者は、平成24年7月24日（火）現在において、次の要件を満たしている者とする。
    - ア 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
    - イ 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
    - ウ 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
    - エ 国税及び県税に未納がない者であること。
    - オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。
    - カ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。
    - キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
    - ク 過去5年以内に、消防救急デジタル無線の設計業務の実績を有していること。
    - ケ 過去10年以内に、国、都道府県又は政令指定都市における地上系マイクロ波多重無線システムの設計業務の実績を有していること。
    - コ 第1級陸上特殊無線技士（相当以上）の資格を有する者を配置した業務体制がとれること。
  - (2) この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として参加する場合は、各構成員が（1）のアからキまでに掲げる要件を全て満たすとともに、（1）のクからコまでに掲げる要件について、構成員のいずれかがそれぞれの要件を満たしていること。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
- (1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
    - ア 申請しようとする者がコンソーシアムでないとき。
      - (ア) 競争入札参加資格審査申請書

- (イ) 業務概要調書
  - (ウ) 業務実績調書
  - (エ) 役員等に関する調書
  - (オ) 法人にあつては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書
  - (カ) 個人にあつては、発行後3か月を経過していない当該個人の住民票
  - (キ) 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
  - (ク) 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が発行した県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことが確認できる納税証明書
  - (ケ) 税務署長が発行した、消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書
  - (コ) 申請時の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失金処理計算書、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）
  - (サ) 使用印鑑届
  - (シ) 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
  - (ス) 2の（1）のク及びケに掲げる事業実績を証する書類の写し
  - (セ) 2の（1）のコに掲げる資格又は認定を証する書類の写し
- イ コンソーシアムとして申請する場合
- (ア) 競争入札参加資格審査申請書（コンソーシアム）
  - (イ) 業務概要調書
  - (ウ) 業務実績調書
  - (エ) 役員等に関する調書
  - (オ) 法人にあつては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書
  - (カ) 個人にあつては、発行後3か月を経過していない当該個人の住民票
  - (キ) 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
  - (ク) 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が発行した県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことが確認できる納税証明書
  - (ケ) 税務署長が発行した、消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書
  - (コ) 申請時の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失金処理計算書、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）
  - (サ) 使用印鑑届
  - (シ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状（コンソーシアム構成員）及び委任状（コンソーシアム代表者）
  - (ス) 2の（1）のク及びケに掲げる事業実績を証する書類の写し
  - (セ) 2の（1）のコに掲げる資格又は認定を証する書類の写し
  - (ソ) コンソーシアム協定書の写し
- (2) 資格審査申請時点において、現に有効な和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第87条第4号に規定する入札参加資格登録制度による登録を受けている者にあつては、当該登録に係る通知書の写しを提出することにより（1）のアの（イ）から（コ）まで及び（1）のイの（イ）から（コ）までに掲げる申請書類に代えることができる。
- (3) （1）のアの（ア）から（エ）まで、（サ）及び（シ）並びに（1）のイの（ア）から（エ）まで、（サ）、（シ）及び（ソ）に掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成24年7月24日（火）から同年8月3日（金）までの和歌山県の休日（以下「休日」という。）を除く日

の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成24年8月3日（金）午後5時までの間に和歌山県総務部危機管理局消防保安課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成24年7月24日（火）から同年8月3日（金）までの休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県総務部危機管理局消防保安課

和歌山市湊通丁北一丁目2番地1（和歌山県庁南別館3階）

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-2259

ファクシミリ番号 073-422-7652

6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書を平成24年8月14日（火）までに郵送により送付するものとし、コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者に通知する。

7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成24年8月28日（火）までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対しては、平成24年8月31日（金）までに書面により回答するものとする。

(5) (2)の書面の提出は、5に掲げる場所とする。

---

**和歌山県告示第876号**

和歌山県日高郡美浜町大字和田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年7月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県日高郡美浜町

2 調査を行った時期

平成22年5月25日から平成23年12月5日まで

3 成果の名称

和歌山県日高郡美浜町大字和田の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県日高郡美浜町大字和田の一部地区

5 認証年月日

平成24年7月11日

---

**和歌山県告示第877号**

和歌山県田辺市中辺路町近露の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年7月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期  
平成22年5月26日から平成24年2月29日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県田辺市中辺路町近露の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県田辺市中辺路町近露の一部地区
- 5 認証年月日  
平成24年7月11日

**和歌山県告示第878号**

和歌山県田辺市中辺路町大内川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年7月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期  
平成22年5月26日から平成24年2月29日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県田辺市中辺路町大内川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県田辺市中辺路町大内川の一部地区
- 5 認証年月日  
平成24年7月11日

**和歌山県告示第879号**

和歌山県日高郡日高川町大字山野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年7月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期  
平成22年5月25日から平成24年3月16日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡日高川町大字山野の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡日高川町大字山野の一部地区
- 5 認証年月日  
平成24年7月11日

**和歌山県告示第880号**

和歌山県有田市山田原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年7月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県有田市
- 2 調査を行った時期  
平成22年5月25日から平成24年2月10日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県有田市山田原の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県有田市山田原の一部地区
- 5 認証年月日  
平成24年7月11日

**和歌山県告示第881号**

和歌山県有田市千田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年7月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県有田市
- 2 調査を行った時期  
平成22年5月25日から平成24年2月10日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県有田市千田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県有田市千田の一部地区
- 5 認証年月日  
平成24年7月11日

**和歌山県告示第882号**

和歌山県有田市初島町浜の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年7月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県有田市
- 2 調査を行った時期  
平成22年5月25日から平成24年2月10日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県有田市初島町浜の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県有田市初島町浜の一部地区



5 認証年月日  
平成24年7月11日

**和歌山県告示第883号**

和歌山県有田市初島町里の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年7月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県有田市
- 2 調査を行った時期  
平成22年5月25日から平成24年2月10日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県有田市初島町里の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県有田市初島町里の一部地区
- 5 認証年月日  
平成24年7月11日

**和歌山県告示第884号**

和歌山県日高郡日高川町大字小熊の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年7月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期  
平成22年5月25日から平成24年3月16日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡日高川町大字小熊の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡日高川町大字小熊の一部地区
- 5 認証年月日  
平成24年7月11日

**和歌山県告示第885号**

和歌山県橋本市隅田町中島の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年7月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県橋本市
- 2 調査を行った時期  
平成20年4月21日から平成24年3月20日まで

- 3 成果の名称  
和歌山県橋本市隅田町中島の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県橋本市隅田町中島の一部地区
- 5 認証年月日  
平成24年7月11日

**和歌山県告示第886号**

和歌山県橋本市妻の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年7月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県橋本市
- 2 調査を行った時期  
平成20年4月21日から平成23年3月18日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県橋本市妻一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県橋本市妻の一部地区
- 5 認証年月日  
平成24年7月11日

**和歌山県告示第887号**

和歌山県紀の川市貴志川町長山・長原の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年7月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期  
平成21年4月1日から平成23年12月16日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県紀の川市貴志川町長山・長原の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県紀の川市貴志川町長山・長原の各一部地区
- 5 認証年月日  
平成24年7月11日

**和歌山県告示第888号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え

置いて、平成24年8月27日まで縦覧に供する。

平成24年7月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成24年6月27日

2 名称

特定非営利活動法人ワークネット

3 代表者の氏名

山本順一

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市北出島131番地8

5 定款に記載された目的

この法人は、就労意欲のある障がい者と、それを受け入れる側の事業者との間に立ち、障がい者を企業へとつなげていくコーディネーター的な役割を果たし、障がい者の就労促進に寄与し、就労を希望する障がい者に就労と生活支援を一体的に行うことによって、職業的自立を得、「地域で普通の生活をしたい」という障がい者の願いに応えることによって、障がい者福祉の増進を図り、社会に寄与することを目的とする。

**和歌山県告示第889号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成24年9月4日まで縦覧に供する。

平成24年7月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成24年7月4日

2 名称

特定非営利活動法人和歌山県木質資源開発機構

3 代表者の氏名

池際博行

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市和佐関戸90番地の3

5 定款に記載された目的

この法人は、木質資源を活用する和歌山県民に対して、木質有効活用に関する事業を行い、経済活動の活性化に寄与することを目的とする。

**和歌山県告示第890号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成24年7月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定		指 定
-----	--	-----

番号	名称	所在地	年月日
田薬 60-24	サンライトなかよし薬局たきない店	田辺市たきない町32番5号	平成 24.7.1

## 和歌山県告示第891号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき公示する。

平成24年7月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
ふじはら矯正歯科 ・小児歯科医院	岩出市中黒534-8	歯科矯正に関する医 療	藤原慎視	平成 24.8.1

## 和歌山県告示第892号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更について、次のとおり届出があったので、同法第69条第2号の規定に基づき公示する。

平成24年7月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更 年月日
調剤薬局花みか ん てんてん店	田辺市たきない町28-3 3	医療機関の所 在地	田辺市たきない町21-3 5	田辺市たきない町28-3 3	平成 24.7.5

## 和歌山県告示第893号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、次の者について建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成24年7月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 取消年月日 平成24年7月12日

2 取消処分を受けた者

- (1) 商号 平岡ポンプ水道店
- (2) 代表者氏名 平岡卓治
- (3) 主たる営業所の所在地 和歌山市平岡283
- (4) 建設業許可番号 和歌山県知事許可（般-24）第14714号

3 取消しの原因となった事実

代表者が道路交通法に違反し、平成21年5月26日に懲役8月、執行猶予4年の判決を受け、平成21年6月10日に刑が確定している。

このことが、建設業法第29条第1項第2号に該当すると認められる。

## 選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第51号

漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条の規定により、和歌山海区漁業調整委員会委員一般選挙を平成24年8月2日に行う。

平成24年7月24日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

和歌山県選挙管理委員会告示第52号

平成24年8月2日執行の和歌山海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙長及び同職務代理者の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成24年7月24日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

区 分	氏 名	住 所
選挙長	藪慶次郎	和歌山市新和歌浦5-23
選挙長職務代理者	濱端喜久次	海南市下津町丸田1143

和歌山県選挙管理委員会告示第53号

平成24年8月2日執行の和歌山海区漁業調整委員会委員一般選挙に使用する投票用紙の様式を次のように定める。

平成24年7月24日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介


(投票用紙様式)

平成24年執行  
和歌山海区漁業調整委員会委員一般選挙投票

（注意）  
一 候補者の氏名（法人の場合は名称）は、欄内に  
一人書くこと。  
二 候補者でない者の氏名（法人の場合は名称）は、  
書かないこと。

**海区委員選挙**

候補者氏名  
(名称)



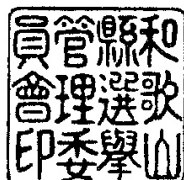
平成24年執行  
和歌山海区漁業調整委員会委員一般選挙投票

（注意）  
一 候補者の氏名（法人の場合は名称）は、欄内に  
一人書くこと。  
二 候補者でない者の氏名（法人の場合は名称）は、  
書かないこと。

**点字投票**

**海区委員選挙**

候補者氏名  
(名称)



備考

- 1 大きさは、おおむね縦12.8センチメートル、横8.0センチメートルとする。
- 2 用紙の色は、ウグイス色とする。
- 3 文字等の印刷は、黒色とする。
- 4 和歌山県選挙管理委員会印は、黒色刷込みとする。
- 5 点字投票用紙には、点字表記を行う。

和歌山県選挙管理委員会告示第54号

平成24年8月2日執行の和歌山海区漁業調整委員会委員一般選挙において、選挙長にする届出等の受理場所は、次のとおりである。

平成24年7月24日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

和歌山県庁本館3階選挙管理委員会室

(平成24年7月24日については、和歌山県庁東別館5階東5A会議室)

和歌山県選挙管理委員会告示第55号

平成24年8月2日執行の和歌山海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり定める。

平成24年7月24日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

- 1 場所 ホテルアバローム紀の国5階カトレア
- 2 日時 平成24年8月4日 午後2時

海区選挙長告示

和歌山海区漁業調整委員会委員一般選挙選挙長告示第1号

平成24年8月2日執行の和歌山海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成24年7月24日

和歌山海区漁業調整委員会委員一般選挙選挙長 藪 慶次郎

- 1 場所 和歌山県庁本館3階選挙管理委員会室
- 2 日時 平成24年7月31日 午前11時

公 告

入札公告

平成24年度消防救急デジタル無線システム整備実施設計業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成24年7月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 一般競争入札に付する事項
  - (1) 事業年度  
平成24年度
  - (2) 業務の名称  
消防救急デジタル無線システム整備実施設計業務

- (3) 仕様等  
仕様書のとおり
- (4) 業務期間  
契約締結日から平成25年3月29日（金）まで
- 2 一般競争入札参加者の資格に関する事項  
平成24年和歌山県告示第875号に規定する消防救急デジタル無線システム整備実施設計業務に係る競争入札参加資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
  - (1) 場所  
和歌山市湊通丁北一丁目2番地1（和歌山県庁南別館3階）  
和歌山県総務部危機管理局消防保安課
  - (2) 期間  
平成24年7月24日（火）から同年8月3日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時まで
- 4 仕様書を交付する場所及び期間等
  - (1) 場所  
3の（1）に同じ。
  - (2) 期間  
3の（2）に同じ。
  - (3) （1）及び（2）の規定により交付する仕様書に対して質問がある者は、平成24年8月3日（金）午後5時までの間に和歌山県総務部危機管理局消防保安課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。
- 5 入札説明書を交付する場所及び期間等
  - (1) 場所  
3の（1）に同じ。
  - (2) 期間  
3の（2）に同じ。
  - (3) （1）及び（2）の規定により交付する入札説明書に対して質問がある者は、平成24年8月3日（金）午後5時までの間に和歌山県総務部危機管理局消防保安課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。
- 6 基本設計書等参考図書の閲覧場所及び閲覧期間
  - (1) 場所  
3の（1）に同じ。
  - (2) 期間  
3の（2）に同じ。
- 7 入札執行の場所及び日時等
  - (1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。
    - ア 入札場所  
和歌山市湊通丁北一丁目2番地1（和歌山県庁南別館2階201会議室）
    - イ 入札日時  
平成24年8月20日（月）午後2時30分
    - ウ 開札場所  
アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

- (2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

#### 8 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 9 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から受任された者が入札保証金を納付すること。

- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

#### 10 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。

コンソーシアムとして契約を締結するときは、構成員のうち代表者が納付の免除を受けるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

#### 11 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの項に該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

#### 12 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

- (2) この入札の開札には、和歌山県総務部危機管理局消防保安課の職員が立ち会うものとする。

- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県総務部危機管理局消



防保安課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。

13 契約書の要否

要

14 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

15 その他

この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

和歌山県総務部危機管理局消防保安課

(2) 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2259

ファクシミリ番号 073-422-7652

公 告

平成25年度に訓練を開始する産業技術専門学院の生徒（普通課程）を次のとおり募集する。

平成24年7月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 募集定員等

名 称	訓練の種類	訓練課程	訓 練 科	訓練期間	定 員
和歌山県立和歌山産業技術専門学院	普通職業訓練	普通課程	自動車工学科	2年	20人
			理容科	2年	15人
			メカトロニクス科	2年	15人
			情報技術科	1年	10人
			建築工学科	1年	15人
			デザイン木工科	2年	15人
	計				90人
和歌山県立田辺産業技術専門学院	普通職業訓練	普通課程	自動車工学科	2年	15人
			観光ビジネス科	1年	20人
			溶接・CAD科	1年	15人
	計				50人
	合 計				140人

2 応募資格

(1) 自動車工学科及び理容科

学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校を卒業した者（平成24年度卒業予定者を含む。）又は大学受験有資格者で40歳以下（平成25年4月1日現在）のものであること。

なお、理容科については、学校教育法による中学校を卒業した者も受験可能とする。

(2) メカトロニクス科、情報技術科、建築工学科、観光ビジネス科及び溶接・CAD科

学校教育法による高等学校を卒業した者（平成24年度卒業予定者を含む。）又はこれと同等以上の

学力を有すると認められる者で、18歳以上40歳以下（平成25年4月1日現在）のものであること。

(3) デザイン木工科

学校教育法による中学校を卒業した者（平成24年度卒業予定者を含む。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者で、40歳以下（平成25年4月1日現在）のものであること。

3 応募手続

(1) 入学願書は、県内の公共職業安定所及び各産業技術専門学院に備えている。

なお、入学願書については、所定の用紙に必要事項を記入の上、提出前3か月以内に撮影した写真（正面上半身、脱帽、縦4cm×横3cmのもの）を貼付するものとする。

(2) 入学願書は、居住地を管轄する公共職業安定所へ提出すること。ただし、平成24年度高等学校卒業予定者は、在学している高等学校を経由して高等学校を管轄する公共職業安定所へ提出するものとする。

(3) 自動車工学科及び理容科を希望する者は、最終学歴を証明する書面を入学願書に添付すること。

(4) 受験料は、2,200円とし、入学願書に和歌山県収入証紙を貼付することにより納めるものとする。

4 募集日程

区 分	受付期間	選考日時	選考方法	選考場所	合格発表
10月選考	平成24年10月1日（月）から同月10日（水）まで	平成24年10月17日（水）午前9時30分	筆記試験（国語・数学）及び面接	入学を希望する各産業技術専門学院及び新宮地域職業訓練センター	平成24年10月22日（月）午後3時
2月選考	平成25年1月8日（火）から同月22日（火）まで	平成25年2月6日（水）午前9時30分	筆記試験（国語・数学）及び面接		平成25年2月12日（火）午後3時

(1) 受験者全員に本人宛て合否を通知する。

(2) 選考日には、受験票、筆記用具及び昼食を持参し、午前9時までに選考場所に集合すること。

(3) 2月選考の募集人員等は、10月選考の状況等に応じて決定するものとする。

5 入学日時

平成25年4月8日（月）午前10時

6 訓練経費

(1) 入学金 5,650円

(2) 授業料 年額118,800円。ただし、空調機使用料として、授業料に年額1,800円を加算。

(3) 訓練科によって異なるが、教科書代、実習服代、個人が所有する工具代及び資格取得に要する実費等が別途必要である。

7 選考結果の開示

(1) 入学試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができる。ただし、電話、はがき等による請求は認めない。開示を請求する際は、受験者本人であることを明らかにする書面（受験票又は合否通知書）を持参の上、受験者本人が受験した産業技術専門学院へ直接請求すること。

(2) 開示する内容

総合得点及び順位

(3) 開示請求期間

合格発表の日から1月間

8 訓練期間中の援護措置

(1) 一定の条件を満たす者は、授業料の減免措置の適用がある。

(2) 交通機関利用者には、学生割引が適用される。

(3) 雇用保険受給者で公共職業安定所長の指示を受けて入学した者には、引き続き訓練修了まで雇用保

険の支給が延長される。

- (4) 公共職業安定所長の指示を受けて入学した者には、別に定める訓練手当が支給される。ただし、雇用保険受給者は除く。
- (5) 一定の要件を満たす者は、技能者育成資金の貸付を受けることができる。ただし、雇用保険受給者、訓練手当受給者は除く。
- (6) 一定の要件を満たす者は、求職者支援制度による支援を受けることができる。ただし、平成25年3月新規学校卒業予定者が本訓練を受講する場合は、求職者支援制度の対象とはならない。

#### 9 問い合わせ先

和歌山県立和歌山産業技術専門学院

〒649-6261 和歌山市小倉90

電話番号 073-477-1253

ファクシミリ番号 073-477-1254

和歌山県立田辺産業技術専門学院

〒646-0011 田辺市新庄町1745-2

電話番号 0739-22-2259

ファクシミリ番号 0739-22-3123

### 公 告

平成25年度に訓練を開始する産業技術専門学院の生徒（短期課程）を次のとおり募集する。

平成24年7月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 募集定員等

名 称	訓練の種類	訓練課程	訓練科	訓練期間	定 員
和歌山県立産業技術専門学院	普通職業訓練	短期課程	総合実務科	1年	20人

※本人の適性に応じて販売コースとOAコースに分かれる。

#### 2 応募資格

次に掲げる全てに該当する者とする。

- (1) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第4号に規定する知的障害者
- (2) 公共職業安定所に求職申込みを行っている者
- (3) 公共職業安定所長の受講推薦又は受講指示を受けた者
- (4) 職業訓練を受講することにより就労が見込める者
- (5) 身辺処理能力が確立しており、訓練の受講及び集団生活に支障のない者
- (6) 自力で通学が可能な者

#### 3 応募手続

- (1) 入学願書は、県内の公共職業安定所及び各産業技術専門学院に備えている。

なお、入学願書については、所定の用紙に必要事項を記入の上、提出前3か月以内に撮影した写真（正面上半身、脱帽、縦4cm×横3cmのもの）を貼付するものとする。

- (2) 入学願書及び応募資格を証する書類（療育手帳。ただし、療育手帳の交付を受けていない者は、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構地域障害者職業センターの発行する判定書）の写しを、居住地を管轄する公共職業安定所へ提出すること。ただし、平成24年度特別支援学校、中学校、中等教育学校及び高等学校卒業予定者は、在学している特別支援学校、中学校、中等教育学校及び高等学校を経由して管轄する公共職業安定所へ提出するものとする。

## 4 募集日程

区 分	受付期間	選考日時	選考方法	選考場所	合格発表
10月選考	平成24年10月1日 (月) から同月10 日 (水) まで	平成24年10月17日 (水) 午前9時30 分	筆記試験 (国語・数学) ・作業試験及び面接	和歌山産業技術 専門学校	平成24年10月22 日 (月) 午後3 時
2月選考	平成25年1月8日 (火) から同月22 日 (火) まで	平成25年2月6日 (水) 午前9時30 分	筆記試験 (国語・数学) ・作業試験及び面接		平成25年2月12 日 (火) 午後3 時

- (1) 受験者全員に本人宛て可否を通知する。
- (2) 選考日には、受験票、筆記用具及び昼食を持参し、午前9時までに選考場所に集合すること。
- (3) 2月選考の募集人員等は、10月選考の状況等に応じて決定するものとする。

## 5 入学日時

平成25年4月8日 (月) 午前10時

## 6 訓練経費

- (1) 入学考査に要する費用、入学金及び授業料は、無料とする。
- (2) 教科書代、実習服代、個人が所有する工具代及び資格取得に要する実費等が別途必要である。

## 7 選考結果の開示

- (1) 入学試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例 (平成14年和歌山県条例第66号) 第25条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができる。ただし、電話、はがき等による請求は認めない。開示を請求する際は、受験者本人であることを明らかにする書面 (受験票又は可否通知書) を持参の上、受験者本人が受験した産業技術専門学校へ直接請求すること。

## (2) 開示する内容

総合得点及び順位

## (3) 開示請求期間

合格発表の日から1月間

## 8 訓練期間中の援護措置

- (1) 交通機関利用者には、学生割引が適用される。
- (2) 雇用保険受給者で公共職業安定所長の指示を受けて入学した者には、引き続き訓練修了まで雇用保険の支給が延長される。
- (3) 公共職業安定所長の指示を受けて入学した者には、別に定める訓練手当が支給される。ただし、雇用保険受給者は除く。
- (4) 一定の要件を満たす者は、技能者育成資金の貸付を受けることができる。ただし、雇用保険受給者、訓練手当受給者は除く。
- (5) 一定の要件を満たす者は、求職者支援制度による支援を受けることができる。ただし、平成25年3月新規学校卒業予定者が本訓練を受講する場合は、求職者支援制度の対象とはならない。

## 9 問い合わせ先

和歌山県立和歌山産業技術専門学校

〒649-6261 和歌山市小倉90

電話番号 073-477-1253

ファクシミリ番号 073-477-1254